

国都市第163号  
国住街第236号  
令和5年3月27日

都道府県、政令市、都市再生機構  
土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業  
及び住宅市街地総合整備事業主管部局長 各位

国土交通省都市局市街地整備課長  
住宅局市街地建築課長

### 「道路事業と併せた電線共同溝に関するガイドライン」について

「無電柱化の推進に関する法律」第12条に基づき、道路事業が実施される場合は、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされています。また、同法第7条に基づく「無電柱化推進計画」（令和3年5月25日国土交通大臣決定）では、新設電柱の抑制のために、道路事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進することとしています。

これまでの同時整備は、現況需要がある場合に、その対応に必要な電線に加え、将来需要に見合った電線を対象に管路等の整備（以下、同時整備（通常埋設）という）を行うものです。

今般、同時整備（通常埋設）に加え、道路整備時に現況需要がない場合でも、将来需要に見合った電線を対象として、管路等を道路事業と同時に整備すること（本整備の方法をガイドラインでは「同時整備（事前埋設）」という）を新たに取り組むこととし、必要な事項が別添のとおり定められたので、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等における事務処理にあたって参考とされるようお願いいたします。

併せて、関係市町村及び土地区画整理組合、市街地再開発組合及び防災街区整備事業組合等に対しても本通知を周知願います。

なお、本ガイドラインの内容については、関係省庁及び関係事業者と調整済みであることを申し添えます。